平成２１年（フ）第７１４９号
神奈川県横浜市南区永田北３－５－13　松井マンション105号
破産者　有限会社シャイン企画
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７１５０号
神奈川県横浜市南区西中町２丁目26
破産者　石谷　　優
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７１９４号
神奈川県横浜市青葉区もみの木台３－５－A402、住民票上の住所山形県山形市南館４丁目11－２－８
破産者　鈴木　一枝
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７２１５号
東京都新宿区愛住町５番地
破産者　株式会社フードコミュニケーション
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７３１１号
島根県松江市美保関町七類84
破産者　森脇　康之
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７３１２号
島根県松江市美保関町七類84
破産者　森脇　徳治
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７４０６号
東京都小平市小川西町３丁目24番20号
破産者　有限会社岸工具製作所
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７４０８号
東京都東村山市栄町１丁目10－６－801
破産者　飯島洋子こと　岸　　幸枝
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７４１４号
千葉県富里市十倉127番地37
破産者　マウントフォース有限会社
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７４１５号
千葉県富里市根木名823－21
破産者　山本　勝司
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７４２６号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目42番11号
破産者　日本コンフリー株式会社
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７４２７号
埼玉県所沢市小手指南１丁目18－５
破産者　櫻井　秀世
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７４３０号
東京都日野市多摩平１丁目５番地の12タカラ豊田ホームズ501
破産者　有限会社三京測量設計
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７４３１号
東京都八王子市椚田町516－３－101、開始決定時の住所山梨県大月市富浜町鳥沢843－10
破産者　天野　雅芳
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７４４０号
兵庫県加古川市別府町本町１丁目39番地
破産者　有限会社上原建築工房
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７４４１号
千葉県千葉市美浜区高洲２丁目４－11－201
破産者　上原　　玄
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７４９４号
東京都足立区梅田４丁目24番13号
破産者　わか製靴有限会社
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７４９６号
東京都足立区梅田４丁目24－13
破産者　和歌　幸子
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７５１５号
神奈川県横浜市瀬谷区本郷２丁目26番地の18
破産者　八代建設有限会社
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７５５２号
東京都千代田区神田淡路町１丁目９番１号
破産者　サースアイソテック株式会社
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７５５３号
埼玉県さいたま市南区太田窪3502－19、住民票上の住所埼玉県蕨市南町４丁目36－３
破産者　田中　健一
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７５７１号
千葉県我孫子市寿１丁目11－22
破産者　井手口　赳
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７５７３号
東京都世田谷区上野毛２丁目23番29－202号
破産者　株式会社アートハウスプランニング
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部